

副本

平成27年(行コ)第16号 紙与等請求控訴事件

控訴人 南野英一郎外360名

被控訴人 国

答弁書(2)

平成27年7月8日

東京高等裁判所第15民事部C乙係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所)

(電話 03-5213-1302)

(FAX 03-3515-7306 今井宛て)

部 付 山 田 一 哉
総括上席訟務官 中 島 伸一郎
法務事務官 今 井 努

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号
中央合同庁舎第8号館
内閣官房内閣人事局

企 画 官 重 里 佳 宏 代
参事官補佐(紙与第一担当) 若 林 大 督 代
給 与 第 一 係 長 生 形 直 貴 代
給 与 第 一 係 員 喜 山 雄 介 代

参事官補佐(労働・国際担当)

竹下

勝代

労働・国際係長

古橋

代

文書審査係長

井村

代

第1 控訴の趣旨に対する答弁

被控訴人は、控訴人南野英一郎（以下「控訴人南野」という。）に係る平成26年11月7日付け控訴状における控訴の趣旨に対し、以下のとおり答弁する。

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人南野の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 はじめに

被控訴人の事実上の主張及び法律上の主張は、原審口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人南野の請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当である。

控訴人南野の主張はいずれも独自の見解にすぎず、理由がないことは明らかであるが、以下、本書面において、平成26年12月13日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）における控訴人南野の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、控訴人南野が援用する、同人を除く控訴人ら（控訴人国公労連ほか359名）の主張に対する被控訴人の反論は、平成27年7月8日付け被控訴人答弁書(1)（以下「答弁書(1)」という。）に記載したとおりである。

また、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、原審被告準備書面の例による。

第3 事案の概要

本件は、政府が、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であるとして、国公労連を含む職員団体との交渉を経て国家公務員の給与について減額措置を講ずる方針を決定し、当該措置を実施するため国会に提出した給与臨時特例法案の内容を基礎として、議員立法により、衆参両議院の審議を経て成立した給与改定・臨時特例法について、公務員である控訴人南野が、被控訴人に対し、①給与改定・臨時特例法のうち、臨時特例に関する規定は、憲法14条1項、25条1項に違反し無効である旨主張して、従前の法律状態に基づく給与相当額との差額（103万8379円）の支払を請求し、これと選択的に、国會議員が給与改定・臨時特例法を成立させた行為及び内閣総理大臣が給与改定・臨時特例法の成立を看過し、同法に基づき減額された給与を支払った行為が、それぞれ国賠法上違法である旨主張して、同法1条1項に基づき、給与減額相当分の損害の賠償を請求するとともに、②上記の違法行為による慰謝料として10万円の支払を求める事案である。

第4 差額給与請求について

1 紙与改定・臨時特例法が憲法14条1項に違反するものではないこと

(1) 控訴人南野の主張

控訴人南野は、本件給与減額措置について、①「国家公務員だけが震災復興費用を負担すべき謂ればな」いから、国家公務員の給与のみを減額する給与改定・臨時特例法は、憲法14条1項に反し違憲・無効である、②被災地で尽力した国家公務員は自衛官以外にも多数いることから、「立法者が自衛隊に特例を付しながら、被災した国家公務員には何らの特例を付さずに立法したことは、（中略）『考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事情を考慮し』たか『合理性をもつ判断として許容される限度を超えた』ものと評

価すべきであり」、給与改定・臨時特例法は、憲法14条1項に反し違憲・無効であると主張するものと思われる（控訴理由書・15ページないし17ページ）

(2) 控訴人南野の上記(1)①の主張に理由がないこと

ア 法の下の平等を定める憲法14条1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、何ら同項に違反するものではない（最高昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ参照）。

イ 控訴人南野は、上記(1)①の主張において、要するに国家公務員の給与を減額することは、他の民間企業に勤務している一般の国民と比較して、国家公務員のみを合理的理由なく差別的取扱いをするものである旨主張するものと解される。

しかしながら、そもそも国家公務員は、その身分、任免、服務、給与その他に関する勤務条件等について、国公法を始めとする法律により詳細かつ厳格に定められているものであって、民間の企業に勤める一般の国民とは法的地位が異なる。

そして、国家公務員の給与等の勤務条件については、国公法28条において、国会が「社会一般の情勢に適応するように、隨時これを変更することができる」と規定し、高度に政治的政策的判断を伴う国家公務員の給与の改定について、国民の代表たる国会の場で立法により最終的に決定されることを要求しており、最高裁も「その給与の財源は国の財政とも関連して主として税収によつて賄われ、私企業における労働者の利潤の分配要求のごときものとは全く異なり、その勤務条件はすべて政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮により適当に決定されなければならず、しかもその決定は民主国家のルールに従い、立法府において論議のうえなさ

れるべきもの」（全農林警職法事件大法廷判決）として立法府の裁量を認めている。

以上を踏まえ給与改定・臨時特例法をみると、答弁書(1)第4の(4)ウ(28ないし32ページ)のとおり、同法は、我が国の厳しい財政事情と東日本大震災への対処の必要性に鑑み、2年間という限定された期間の臨時措置として、特例法の形式で立案されたもので、減額率についても、地方公共団体における特例減額の例を参考とし、給与の絶対額の少ない若年層に対して減額率も配慮を加えるなど、内容的にも合理性を有するものである。

したがって、給与減額・臨時特例法に基づいて、国家公務員の給与を減額すること(本件給与減額措置)は、国家公務員の地位の特殊性に鑑みた合理的な措置といえるから、憲法14条1項に反することはない。

したがって、控訴人南野の上記(1)①の主張は理由がない。

(3) 控訴人南野の上記(1)②の主張に理由がないこと

給与改定・臨時特例法は、附則10条1項において、自衛官並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等(以下「自衛官等」という)に対する給与減額措置に関し、6か月を超えない範囲内の適用除外期間を設けている。かかる取扱いは、東日本大震災に際して、最大時で約10万7千人という他省庁職員による活動をはるかに凌駕する規模での災害派遣活動を展開し、対処した自衛官等の労苦に特段の配慮を行うという合理的な理由に基づき、上記(2)のとおり国家公務員の勤務条件を決定する裁量を有する立法府において判断されたものである。

したがって、自衛官等について被災した国家公務員を含む他の国家公務員と別個の取扱いを定めた点について、憲法14条1項に反するとはいえず、控訴人南野の上記(1)②の主張は理由がない。

2 給与改定・臨時特例法が憲法25条1項に違反するものではないこと

(1) 控訴人南野の主張

控訴人南野は、①本件給与減額措置について、「給与法が国家公務員の生存権を保証する唯一のもの」であり、「給与法の制限は、少数者である国家公務員の生存権を脅かすという、極めて重大な人権侵害なのであり、そのことの適否を多数決原理に委ねたこと自体が憲法25条1項」に抵触し、給与改定・臨時特例法は憲法25条1項に反し違憲・無効である（控訴理由書・15ページ）、②給与の減額という「生存権を脅かす特別立法を行うのであれば、それ相応の必然性、すなわち公共の福祉との比較衡量が求められるのであり」、また「臨時特例法における削減率を定めるに当たっては、厳密な試算が行われていなければならない」のであって、かかる検討を経ていない給与改定・臨時特例法は憲法25条1項に反し違憲・無効である（控訴理由書21及び22ページ）と主張するものと思われる。

(2) 控訴人南野の上記(1)①の主張に理由がないこと

この点、憲法73条4号は、内閣の事務の1つとして、「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。」と定め（勤務条件法定主義）、これを受け、国交法28条は、公務員の給与等の勤務条件について、国会が、「社会一般の情勢に適応するように、隨時これを変更することができる。」と規定しており、国家公務員の給与もこのように法定されるべき勤務条件の1つである。また、憲法83条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」として財政民主主義の基本原則を定め、同85条は、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」として、国費の支出等についても上記基本原則が及ぶことを明らかにしている。国家公務員に対する給与の支給についても例外ではなく、国家公務員法63条が、「職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。」とし、「別に定める法律」である関係給与法令に基づき国家公務員の給与が支給されていることも、財政民主主義の趣旨

に沿うものである。

このように、国家公務員の給与の内容を、国民の代表者により構成された国会における多数決原理に委ねることは、公務員の地位の特殊性と職務の公共性の見地から、むしろ憲法が定め、要請するものといえるのであって、「そのことの適否を多数決原理に委ねたこと自体が憲法25条1項」に違反することになるものではない。

したがって、給与改定・臨時特例法を国会で審議し、本件給与減額措置を実施したことをもって、憲法25条1項に反するということはできないから、控訴人南野の上記(1)①の主張は理由がない。

この点、原判決も、「国家公務員の給与決定は、憲法上、国会の権限である。」(原判決73ページ)と正当に判示している。

(3) 控訴人南野の上記(1)②の主張に理由がないこと

前記1(2)イのとおり、給与改定・臨時特例法は、我が国の厳しい財政事情と東日本大震災への対処の必要性に鑑み、2年間という限定された期間の臨時措置として、特例法の形式で立案されたもので、減額率についても、地方公共団体における特例減額の例を参考とし、給与の絶対額の少ない若年層に対して減額率も配慮を加えるなど、内容的に合理性を有するものである。

したがって、控訴人南野の上記(1)②の主張は前提において理由がない。

第5 国家賠償請求について

1 給与改定・臨時特例法を成立させた国会議員の行為に国賠法上の違法は認められないこと

(1) 控訴人南野の主張

控訴人南野は、「憲法上の一義的文言にも反し、容易に想定し難い極めて特殊例外的な立法を、多数決原理で押し通した国会議員は当然にその責を負う」などとして、国会議員において、給与改定・臨時特例法を可決・成立さ

せた行為について国賠法上の違法を主張するものと思われる（控訴理由書・17ページ）。

(2) 給与改定・臨時特例法に関する立法行為は、国賠法1条1項の規定の適用上違法であるとの評価を受ける余地はないこと

被告準備書面(1)第3の2(1)(36ないし40ページ)及び被告準備書面(7)第3の1(2)(35及び36ページ)で詳述したとおり、国会議員の立法行為が国賠法上違法と評価されるのは極めて限定的な場合である。

すなわち、国会議員の立法行為の違法性を判断するについては、まず、当該立法行為の内容又は手続が憲法に違反するか否かを検討し、当該立法の内容又は手続が憲法に違反しない場合には、それだけで国賠法上の違法性は否定され（泉徳治・最高裁判所判例解説民事篇昭和60年度377ページ参照）、仮に当該立法行為の内容又は手続が憲法に違反する場合でも、それが直ちに国賠法上の違法となるものではなく、国会議員の立法行為は、立法の内容又は手続が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うような場合や、立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合など、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国賀法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものではないというべきである。

そして、給与改定・臨時措置法に基づく本件給与減額措置が、憲法14条1項、25条1項に反するところがないことは前記第4で述べたとおりである。また、国会議員が給与改定・臨時特例法を可決・成立させた行為は、立法の内容又は手続が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行ったという場合にも、立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白である場合にも当たらないことは明らかである。

したがって、給与改定・臨時特例法に関する立法行為は、国賀法1条1項

の規定の適用上違法であるとの評価を受ける余地はないから、控訴人南野の前記主張は理由がない（以上、被告準備書面（1）第3の2（2）・40及び41ページ）。

2 納入改定・臨時特例法の成立に関して内閣総理大臣の行為に国賠法上の違法は認められないこと

（1）控訴人南野の主張

控訴人南野は、内閣総理大臣において、納入改定・臨時特例法を執行し、納入を減額させるなどした行為は、憲法14条1項、25条1項に違反し、重大な注意義務違反が明白であるから、国賠法上も違法である旨主張するものと思われる（控訴理由書・23ないし24ページ）。

（2）控訴人南野の主張に理由がないこと

答弁書（1）第5の2（1）（38及び39ページ）で述べたとおり、納入改定・臨時特例法は、法律として成立している以上、その法律に従った執行行為（納入法7条にいう適用行為）が国賠法1条1項の適用上違法と評価される余地はない。控訴人南野の主張は、納入改定・臨時特例法に従わず、納入等を支払うことを要求するものであって、およそ失当というほかない。

第6 結語

以上のとおり、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当であり、控訴人の主張は理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上